

「社労士便り 2 月」

(Vol. 119)

未成年者の労働契約

今月のテーマは、「未成年者の労働契約」（労働基準法第 58 条、第 59 条）です。

● 法第 58 条の条文

- ① 親権者又は後見人は、未成年者に代わって労働契約を締結してはならない。
- ② 親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向かってこれを解除することができる。

● 法第 58 条の趣旨

民法の建前では、親権者又は後見人は、未成年者の同意があれば未成年者に代わって契約締結等の法律行為を行うことができます。

しかしながら、歴史的には、未成年者の同意が有名無実化し、親権者等が未成年者を借金返済のために働かせるといった悪弊が見られ、未成年者の健康面でも深刻な影響をもたらしてきたところ、戦前には、これを防止する労働法規はありませんでした。

そこで、法第 58 条第 1 項は、民法の原則を修正し、未成年者の同意がある場合であっても、親権者等が労働契約を締結することを罰則つきで禁止しています。

また、法第 58 条第 2 項では、未成年者本人が、親権者等の同意のもと、いったん有効に締結した労働契約であっても、労働関係を継続させることが未成年者にとって不利である場合に、親権者や後見人、さらには行政官庁が、未成年者の労働契約を将来にわたって解除する権利を認めています。

ただし、親権者ないし後見人のこの解除権も濫用にわたる場合は効力を生じません。

● 親権者等及び行政官庁による契約解除

未成年者は、親権者等の同意を得た上で、法第 58 条第 1 項に基づき自ら労働契約を締結することになります。未成年者がこうした同意を得ないで労働契約を締結した場合には、未成年者又は法定代理人はこれを取り消すことができます。

ただし、当該取消しがなされても、労働関係が實際上展開していけば、それは労働基準法の適用を受ける労働契約関係となります。

判例では、「未成年労働者の退職願が同人の父により本人の意思に基づかないで作成されたものである以上、これに基づく労働契約の合意解約は無効」（名古屋地 36. 1. 30）とされたものがあります。

- 同意を得て有効に成立した労働契約の解除

法第 58 条第 2 項では、同意を得て有効に成立した労働契約についても、親権者や後見人又は行政官庁が未成年者に不利であると認めるときには、契約を将来に向かって解除できるとしています。

また、未成年者の意に反する解除について、判例では、「法第 58 条第 2 項により親権者の有する労働契約の解除権は、親権者自らの利益を守るためのものではなく、もっぱら未成年者保護のためその意に反しても行使しうるとしたものであるから、これについて未成年者と利益が相反するという関係は生じない。」としたもの（名古屋地 37.2. 12）があります。

- 将来に向かって解除

「将来に向かってこれを解除することができる」とは、契約の解除は将来に向かって行われるものであって、原状回復義務を伴う解除ではないため、過去の時点まで遡及することはありません。

また、解除権を法定代理人に限らず行政官庁（労働基準監督署長）にも認めたのは、未成年労働者保護のためには、法定代理人よりも、むしろ行政機関にこのような権限を行使させる方がより適切であると認められる場合があるからでしょう。

さらに、当該契約解除は、法第 58 条第 1 項に違反して親権者又は後見人が未成年者に代わって労働契約を締結した場合のほか、未成年者が親権者等の同意を得て、直接使用者と労働契約を締結した場合にも行い得るものと解されます。

- 法第 58 条違反

法第 58 条第 1 項に違反した親権者又は後見人は、30 万円以下の罰金に処せられます。

- 未成年者の賃金請求権（法第 59 条の条文）

「未成年者は、独立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代わって受け取ってはならない。」

- 本条の趣旨

「代わって受け取ってはならない。」とは、親権者等が、代理を名目として、賃金の横取りを禁止しようとするものです。親権者等には賃金の代理受領権がないので、使用者はこれらの者による支払請求があっても、それを拒否することができるので解します。

- 親権者等に賃金を支払った場合

仮に使用者が親権者等に対して賃金を支払った場合には、親権者等について本条違反が成立（30万円以下の罰金）するほか、使用者については、別途、労働基準法第24条の賃金直接払いの原則※違反となります。この場合にも無権代理人に対する支払として、未成年者の賃金請求権は消滅しません。

これに対して、親権者等が、未成年者の意思表示の伝達手段として、すなわち単なる使者として賃金を受け取ることは妨げられません。

※賃金直接払いの原則

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。

(参考文献等)

- 労働法全書：財団法人労働行政研究所編（労働行政）
- 新基本法コンメンタール労働基準法・労働契約法：西谷敏・野田進・和田肇編（日本評論社）
- 労働基準法（下）：厚生労働省労働基準局編（労働行政）
- 労働法：菅野和夫著（弘文堂）
- 労働基準法解釈総覧（労働調査会）

● プロフィール

特定社会保険労務士 佐藤 敦

平成16年：神奈川県社会保険労務士会登録